

別紙 1

令和 7 年度認定調査員新任研修（第 3 回）案内

1 実施方法

事前に「厚生労働省認定調査員向け e ラーニングシステム」の動画教材・問題集等に取り組んでいただいた上で、会場での集合研修を実施します。双方を受講した者について、修了を認めます。

2 日時

- (1) e ラーニング等の受講期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）から 20 日（月）まで

- (2) 集合研修

令和 7 年 10 月 23 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

3 会場

集合研修：愛知県西三河総合庁舎（岡崎市明大寺本町一丁目 4 番地）

※ e ラーニング等の受講については、パソコン等を御用意の上で各自受講いただく形式のため、会場の指定はありません。

4 受講対象者

- (1) 次回研修（令和 8 年 1 月予定。以下同じ。）までに新たに認定調査に従事する市町村等職員

- (2) 市町村等が調査を委託する指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設及び地域包括支援センターの介護支援専門員で介護支援専門員資格が有効である者のうち、次回研修までに新たに認定調査員として調査に従事する者

- (3) 上記（2）の市町村等が調査を委託する事業所等に所属していない介護支援専門員で介護支援専門員資格が有効である者のうち、次回研修までに市町村等が調査を委託し、新たに認定調査員として調査に従事することが予定される者

※市町村等が事業所等に所属している介護支援専門員へ調査を委託する場合には、所属事業所等における業務に支障がないことを確認の上、実施してください。

- (4) 介護支援専門員実務研修を修了し、愛知県に「介護支援専門員登録申請書兼介護支援専門員証交付申請書」を提出済みで、介護支援専門員証の交付を希望した者のうち、上記（2）又は（3）の要件を満たす予定の者

- (5) 指定市町村事務受託法人において、次回研修までに新たに認定調査員として調査に従事する予定の者のうち、介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 1 号又は第 2 号（※）に規定される者であって、介護に係る実務の経験が 5 年以上である者

※今後も指定市町村事務受託法人における認定調査は介護支援専門員が行うことを基本とし、この要件に該当する者による認定調査は補完的に可能であるものであることに御留意ください。

- (6) 市町村等の事務局職員であり、認定調査に従事する可能性がある市町村等職員もしくは、認定調査票のチェックを行う市町村等職員

※「過去に認定調査員新任研修（他都道府県、指定都市主催含む。）を受講したことがある者」については、原則、受講の対象外とします。現任研修やeラーニングシステムを御活用いただくようお願いください。

5 申込方法

- (1) 市町村等で受講申込者を取りまとめの上、別紙2「令和7年度認定調査員新任研修受講申込者名簿」を令和7年9月25日（木）までに高齢福祉課宛てメールにより提出してください。
- (2) 上記4（5）に該当する受講申込者については、認定調査員の要件の確認のため、①介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定する者であることを証明する資格証（介護福祉士登録証など）の写し、②介護に係る実務経験が5年以上ある旨を証明する実務経験証明書（写し※）の2点も別紙2と併せて提出してください。
- ※ ②の原本については、指定市町村事務受託法人が県に提出する変更届に添付していただくため、本研修においては写しを提出してください。
- (3) 受講者は令和7年10月1日（水）頃決定する予定ですので、受講申込者に案内してください。併せて具体的な実施方法等を通知します。

6 研修内容（予定）

- (1) eラーニング等
- ・ 介護保険制度創設の背景と基本理念等
 - ・ 要介護認定の概要と基本設計
 - ・ 認定調査の実施及び留意点
 - ・ 認定調査の進め方
 - ・ 確認テスト
- (2) 集合研修
- ・ 認定調査の留意事項等（講義）
 - ・ 認定調査のデモンストレーション及び実践（演習）
 - ・ 特記事項の記載（演習）
- ※ 講師：愛知県福祉局高齢福祉課職員